



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
3月31日  
号外(3)  
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 病院事業庁規程

※滋賀県病院事業庁組織規程の一部改正.....	1
※滋賀県病院事業庁職員の標準的な職に関する規程の一部改正.....	1
※滋賀県病院事業庁事務決裁規程の一部改正.....	2
※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正.....	2

## 病院事業庁規程

### 滋賀県病院事業庁規程第3号

滋賀県病院事業庁組織規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県病院事業庁長 宮川正和

第6条第1項中「企画財政係」を「財務係」に、「小児保健医療センター再整備室」を「経営改革推進室」に改め、同条第2項第25号中「小児保健医療センターの再整備」を「経営改革の推進」に改め、同項中第27号を第30号とし、第26号を第29号とし、第25号の次に次の3号を加える。

- (26) 滋賀県立総合病院(以下「総合病院」という。)と滋賀県立小児保健医療センター(以下「小児保健医療センター」という。)との統合に関する事。
- (27) 小児保健医療センターの再整備の検討に関する事。
- (28) 県立病院の経営形態の検討に関する事。

第7条第1項中「滋賀県立総合病院(以下「総合病院」という。)」を「総合病院」に改め、同項の表中「地域医療連携室」を「地域医療推進室」に改め、同条第2項中「室および」を削り、「それぞれ当該」を「同表の」に改め、同項の表地域医療連携室の項を削り、同条第4項の表地域医療連携室の項中「地域医療連携室」を「地域医療推進室」に、「地域医療連携に」を「地域医療推進に」に改める。

第8条第1項中「滋賀県立小児保健医療センター(以下「および」という。)」を削る。

第11条の表小児保健医療センター再整備室長の項中「小児保健医療センター再整備室長」を「経営改革推進室長」に、「小児保健医療センター再整備室の」を「経営改革推進室の」に改める。

第12条第6項の表看護部の部主任看護師長の項の次に次のように加える。

主幹	部長が指定する困難な看護業務を処理する。
----	----------------------

第12条第6項の表看護部の部副主幹の項中「困難」を「相当困難」に改め、同表研究所の部副所長の項を削り、同部総括研究員の項の次に次のように加える。

上席専門 研究員	研究所長が指定する特定の相当高度かつ専門的な研究業務を処理する。
-------------	----------------------------------

第12条第6項の表研究所の部専門研究員の項の次に次のように加える。

副参事	研究所の事務のうち、研究所長が指定する事務に参画する。
-----	-----------------------------

第13条第6項の表診療局の部栄養士長の項の次に次のように加える。

専門員	診療局長が指定する相当高度な業務を処理する。
-----	------------------------

### 付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

### 滋賀県病院事業庁規程第4号

滋賀県病院事業庁職員の標準的な職に関する規程(平成28年滋賀県病院事業庁規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

第3条の表中「小児保健医療センター再整備室長」を「経営改革推進室長」に改め、「の財務企画室長」の右に「、薬剤部副部長」を、「、副部長」の右に「(薬剤部副部長を除く。)」を加える。

第4条の表中「医療安全管理室長を」を「感染管理室長を」に改め、「、研究所副所長」を削り、「および精神医療センターの医療安全管理室長、総合病院の総括研究員ならびに」を「の手術部副部長および総括研究員、」に改め、「療育部長」の右に「ならびに精神医療センターの医療安全管理室長」を加え、「、医長および総合病院の」を「(総合病院の手術部副部長を除く。)、医長ならびに総合病院の感染管理室長、上席専門研究員および」に改める。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

#### 滋賀県病院事業庁規程第5号

滋賀県病院事業庁事務決裁規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

第2条第9号中「小児保健医療センター再整備室長」を「経営改革推進室長」に改める。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

#### 滋賀県病院事業庁規程第6号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

第10条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総合病院の薬剤師、診療放射線技師または臨床検査技師 正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる業務

第10条第2項第3号中「前項第3号」を「前項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「前項第2号」を「前項第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前項第2号に掲げる業務 勤務1回につき次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に掲げる額

ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 2,900円(深夜における勤務時間が深夜の全時間である場合は、5,500円)

イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,600円

ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 1,700円

付則第16項(見出しを含む。)中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付則第17項の前の見出しならびに同項および付則第18項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改める。

別表第10中「地域医療連携室長、感染管理室長、」を「地域医療推進室長、医療安全管理室長および」に改め、「および研究所の副所長」を削り、「ならびに医療安全管理室長」を「ならびに感染管理室長」に、「小児保健医療センター再整備室長」を「経営改革推進室長」に改め、「総括技師長」の右に「および薬剤部の副部長」を加える。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。